

## 検討中の「組織犯罪準備罪」について

「組織犯罪準備罪」が成立するためには、Ⅰ～Ⅲのとおり厳しい要件が必要  
Ⅰ ①及びⅢは旧法案にはなかった要件

### Ⅰ 犯罪主体が限定されていること

#### ① 重大な犯罪の実行を目的とする組織的犯罪集団の

※ 通常の会社、労働組合などの構成員同士の合意はこの要件を満たさない

#### ② 団体の活動として

#### ③ 組織により

#### ④ 重大な犯罪を実行すること

※ 懲役・禁錮4年以上の刑を科すことができる犯罪

### Ⅱ 具体的・現実的な合意をすること

※ 居酒屋で「上司を殴ってやりたいな」と意気投合するような、具体性・現実性のない合意はこの要件を満たさない

### Ⅲ 合意に加えて、当該犯罪の実行の準備行為が行われること

※ 合意だけでは処罰されない

# 組織犯罪準備罪について

## 組織犯罪準備罪の要件

- ① 対象となる犯罪は、限定されている  
 (1) 「組織的犯罪集団である団体」の活動として行われる犯罪であること  
 (2) 犯罪の実行のための「組織」により行われる犯罪についての計画であること  
 (3) 重大な犯罪（懲役・禁錮4年以上の刑を科すことができる犯罪）であること
- ② 計画は、具体的・現実的な計画でなければならぬ
- ③ 計画に加えて、計画した犯罪の準備行為が行われることが必要

※ 今回新たに  
 ・ 「団体」を組織的犯罪集団に限定し  
 ・ ③の要件を付加  
 した

## 処罰できる事例

- 暴力団組員らが、対立する暴力団の組長を拳銃で射殺することを計画し、拳銃購入資金を用意した場合
- 人身取引組織の構成員らが多数の外国人を日本で働かせる目的で買い受けることを計画し、買い受け資金を用意した場合
- テロ組織の構成員らが化学物質を用いたテロ行為を計画し、化学物質を調達した場合

## 処罰されない場合

- 会社の友人達が、居酒屋で上司を殺しちゃおうか」などと意気投合した場合(①～③全てを欠く)
- 会社において脱税を計画し、裏帳簿を作成した場合(①(1)を欠く)
- 暴力団組員らがシノギとして振り込み詐欺を行うことを計画したが、すぐに翻意した場合(③を欠く)

（組織的犯罪集団に係る実行準備行為を伴う犯罪遂行の計画）

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、組織的犯罪集団（その結合関係の基礎としての共同の目的が死刑若しくは無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪又は別表第一（第一号を除く。）に掲げる罪を実行することにある団体をいう。次項において同じ。）の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に係る犯罪の実行のための資金又は物品の取得その他の当該犯罪の実行の準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪 五年以下の懲役又は禁錮

二 長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められている罪 二年以下の懲役又は禁錮

2 前項各号に掲げる罪に当たる行為で、組織的犯罪集団に不正権益を得させ、又は組織的犯罪集団の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるものの遂行を二人以上で計画した者も、その計画をした者のいずれかによりその計画に係る犯罪の実行のための資金又は物品の取得その他の当該犯罪の実行の準備行為が行われたときは、同項と同様とする。

（組織的な犯罪の共謀）

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を共謀した者は、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪 五年以下の懲役又は禁錮

二 長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められている罪 二年以下の懲役又は禁錮

2 前項各号に掲げる罪に当たる行為で、第三条第二項に規定する目的で行われるものの遂行を共謀した者も、前項と同様とする。

予備罪又は準備罪と改正後の組織的犯罪処罰法第6条の2の「準備行為」との差異について

## 1 予備罪及び準備罪について

現行法上の予備罪（刑法第78条，第201条等）及び準備罪（同法第153条等）は，予備行為又は準備行為が行われた場合に，予備行為又は準備行為の危険性自体に着目して，これを処罰するものである。

予備罪の「予備」については，実行の着手に至らない行為であって，犯罪の実行を目的としてなされた，犯罪の完遂に実質的に役立つ行為をいい（平野龍一「刑法総論Ⅱ」339頁），「当該基本的構成要件に属する犯罪類型の種類，規模等に照らし，当該構成要件実現のための客観的な危険性という観点からみて，実質的に重要な意義を持ち，客観的に相当の危険性の認められる程度の準備が整えられた場合たることを要する」（東京高裁昭和42年6月5日判決高刑集20巻3号351頁。平野前掲339頁参照）ものであり，予備行為自体が相当の危険性を備えたものである必要がある。

なお，予備罪と準備罪については，現行法上，予備罪における予備行為の態様については特段の制限がなく，不定形であるのに対し，準備罪については，「器械又は原料」の準備など（刑法第153条等）のようにその態様について一定のものに限定されているという差異があるだけで，行為自体が相当の危険性を備えたものである必要があるという点では，予備罪の予備行為と準備罪の準備行為に差はない。

## 2 改正後の組織的犯罪処罰法第6条の2の「準備行為」について

改正後の組織的犯罪処罰法第6条の2の罪は，「準備行為」の危険性に着目して，準備行為自体を処罰しようとするものではなく，元々危険性のある組織的犯罪集団の活動としての犯罪について二名以上の者による計画について，当該犯罪の実行に向けた具体的な行為がなされた場合に処罰しようとするものである。そして，このような当該犯罪の実行に向けた具体的な行為の典型的な場合として「その計画に係る犯罪の実行のための資金又は物品の取得」を条文上例示している。

したがってこのような「準備行為」については，予備罪の予備のようにそれ自体が一定の危険性を備えている必要性はなく，元々危険性のある組織的犯罪集団の活動として犯罪についての計画について，当該犯罪が現実に実行される可能性が高まった，すなわち当該犯罪の実行に向けた具体的な行為がなされたといえるものであれば足りる。

## 「国際組織犯罪防止条約」の締結に伴う罰則等の整備

### 条約の締結

#### 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約

・国際的な組織犯罪を防止し、これと戦うための協力を促進するための国際的な法的枠組みを創設する条約



#### 条約のポイント

・国際組織犯罪に対処するため、重大犯罪の共謀、犯罪収益の洗浄、司法妨害等の犯罪化等について定める。

#### 我が国の対応状況

- ・平成12年12月イタリア(パレルモ)での条約署名会議において我が国も署名
- ・平成15年5月、締結について国会で承認

#### 条約締結状況等

平成15年9月29日に発効  
・G8のうち、カナダ、フランス、ロシア、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリアが締結済み(未締結は我が国のみ)。  
・平成28年6月時点、187か国が締結

本条約を締結するための  
法整備が必要

### 罰則等の整備

#### ●組織犯罪準備罪の新設

- ア 重大な犯罪の実行を目的とする組織的犯罪団体の活動として
- イ 組織により重大な犯罪を実行することを
- ウ 2人以上で計画し
- エ 計画した犯罪の準備行為が行われること

重大な犯罪の法定刑が死刑又は無期・長期10年を超える懲役・禁錮の場合は5年以下の懲役・禁錮、それ以外の場合は2年以下の懲役・禁錮

#### ●証人等買収罪の新設

重大な犯罪等に係る刑事事件に関する証人等の買収(偽証、証拠隠滅等の報酬の供与等)の処罰

組織的な犯罪に係る刑事事件に関するものは5年以下の懲役又は50万円以下の罰金、それ以外の場合は2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

#### ●犯罪収益規制関係規定の整備

犯罪収益の前提犯罪を重大な犯罪等に拡大

#### ●国外犯処罰規定の整備

贈賄罪及び関係罰則につき国外犯処罰規定を整備



## 国際組織犯罪防止条約（TOC条約）の国内担保法案について

### 1 現在検討中の法案の概要

- ① 組織犯罪準備罪の新設（以前の法案における共謀罪に代わるもの）
  - ア 重大な犯罪（※）の実行を目的とする組織的犯罪集団の活動として
  - イ 組織により重大な犯罪を実行することを
  - ウ 2人以上で計画し
  - エ 計画した犯罪の準備行為が行われること

※懲役・禁錮4年以上の刑を科することができる犯罪
- ② 証人等買収罪の新設
- ③ 資金洗浄罪の前提犯罪を重大な犯罪等に拡大
- ④ 贈賄罪等について国外犯処罰規定の整備

### 2 経緯及び現状

- ① TOC条約の締結
  - 平成12年11月に国連総会において採択。
  - 我が国は、同年12月に本条約の署名会議で署名（本会議の開催地から、別名「パレルモ条約」ともいわれる。）。
  - 平成15年5月に国会で承認。
  - 平成28年6月時点での締約国187か国。G8で未締結は我が国のみ。その他の未締結国はイラン、ツバル、南スーダン、ソマリアなど。
- ② 国内担保法案の国会審議
  - 平成15年通常国会、平成16年通常国会に法案を提出したものの、いずれも、衆議院の解散に伴い廃案。
  - 平成17年特別国会に法案を提出し、与党及び民主党からそれぞれ修正案が提出されるなどしたが、継続審議となった。

平成18年臨時国会以降、実質的な審議は行われず、平成21年7月の衆議院解散に伴って廃案。



その後は、法案の提出に至らず。  
これまでの総審議時間は、約41時間。

### 3 国内担保法案を成立させる必要性

#### ① 国際社会と協調して組織犯罪と闘う必要性

本条約は、国際的な組織犯罪を防止し、これと闘うための協力を促進するための国際的な法的枠組みを創設するもの。

→ 未締結では、組織犯罪等に対する取組が不十分として、国際的な信用低下を招く。

→ 平成29年にはイタリア・シチリア島（その中心地がパレルモ）でサミットが開催予定。我が国が未締結のままでは国際的な非難を受けおそれ大。

#### ② 組織犯罪対策のための必要性

4年後にはオリンピック・パラリンピックが開催され、我が国がテロ組織を含む犯罪組織の標的とされる危険がかつてなく高まっている。

近時、サイバーテロなど、新たな手口を用いた組織犯罪が登場しており、我が国はその脅威にさらされている。

→ 国際的な協力の下、重大な犯罪について実行前の段階で取り締まり、取り返しの付かない結果を未然に防止することが必要。

### 4 「共謀罪」に対するこれまでの批判への対応

#### ① 共謀罪は、思想を理由に処罰するものである。

(対応)

○ 2人以上の者が重大な犯罪の実行を計画する行為について処罰するものであり、思想を理由に処罰するものではない。

○ 更に、本法案では、計画した犯罪の準備行為が行われることを処罰の条件として加える。

#### ② 市民団体や労働組合等の活動が処罰対象となる。

(対応)

○ 重大な犯罪の実行を目的とする組織的犯罪集団の活動として行われるものであることを要件として明記する。



このような修正を行い、その罪名を「組織犯罪準備罪」とする。